



平成 28 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社大気社
代表者名 代表取締役社長 上山 悟
(コード番号 1979 東証第 1 部)
問合せ先 取締役専務執行役員管理本部長
加藤 考二
(TEL 03-5338-5052)
(URL <http://www.taikisha.co.jp/>)

当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の 一部変更及び継続に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 1 月 31 日開催の当社取締役会において「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「当初プラン」といいます。）の導入を、同年 5 月 15 日開催の当社取締役会においてその内容の一部変更をそれぞれ決議し、同年 6 月 27 日開催の当社定時株主総会において、その継続について株主の皆様にご承認をいただきました。

その後、当社は、いわゆる株券電子化の実施等に伴う当初プランの変更及びその継続につき、平成 22 年 6 月 29 日開催の当社定時株主総会において、大量買付者（ご参考資料「本プランの内容」において定義します。以下同様とします。）からの情報提供期間の上限の変更及び発動要件の見直しに伴う変更及び継続について、平成 25 年 6 月 27 日開催の当社定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただき、現在に至っておりますが（当初プランの導入後、変更及びその継続がなされ、現在において有効な内容のプランを、以下「現プラン」といいます。）、現プランの有効期間は平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 71 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といい、ご参考資料「本プランの内容」でも同義とします。）の終結の時までとなっております。

当社では、経済情勢の変化等を勘案しつつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる観点から、現プラン継続の是非も含めてそのあり方について検討してまいりました。

かかる検討の結果として、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件に、現プランを一部変更した上で継続することを決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、かかる変更及び継続決議後の現プランを「本プラン」といいます。）。

なお、本プランの継続につきまして株主の皆様にご承認いただけなかった場合には、現プランは、その有効期間の満了をもって廃止されるものとします。

本プランの現プランからの主な変更点は、以下のとおりであります。

- ・ 当社が本プランに基づき対抗措置を発動した場合において、大量買付者に対し、金銭等の対価その他の経済的対価による補償を行わないことを明記したこと
- ・ 本プランに基づく対抗措置を発動するにあたり、当社取締役会は、原則として、独立委員会の勧告に従うものとするを明記したこと
- ・ 当社が本プランに基づく対抗措置の発動を検討するにあたり、一定の場合には、株主総会において、当社の株主の皆様意思を確認することができることを明記したこと

その他の字句の訂正等を含めた本プランの内容の詳細につきましては、ご参考資料「本プランの内容」をご参照ください。また、現プランの内容につきましては、当社ホームページ (<http://www.taikisha.co.jp/>) をご参照ください。

また、本定時株主総会開催後最初に開催される当社取締役会において選任する予定の独立委員会の各委員候補者の略歴等は、ご参考資料の別紙3のとおりです。

なお、現プランの変更及び本プランの継続につきましては、当社取締役会の決議に先立って、当社独立委員会において全員一致の決議による承認を受けております。また、本日開催の当社取締役会においては、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、いずれの監査役も本プランの運用が適切に行われることを条件に、現プランの変更及び本プランの継続に賛同する旨の意見を述べております。

なお、当社の平成28年3月31日現在の大株主の状況はご参考資料の別紙1のとおりであり、当社は、現時点において、当社株券等が大量買付行為（ご参考資料「本プランの内容」において定義します。）の対象とされているとの認識はございません。

(ご参考資料)

本プランの内容

1. 当社における企業価値向上への取組み

(1) 当社の理念・ビジョンについて

当社は、企業理念を「永続的に成長し、社会に貢献する会社づくり」、「魅力ある会社づくり」の二点に定めております。この企業理念を実現するために、当社は、付加価値増大を通じたステークホルダーの繁栄、技術を通じた豊かな環境の創造と産業社会の発展、仕事を通じた社員の自己実現、相互信頼・協調・合理性のある組織風土の醸成等を目指しております。このような当社が目指すところを経営ビジョンとして換言したものが「法令とその精神を順守し、公正で自由な競争のもとに適正な取引を行い、透明性と高い倫理観で顧客・取引先、株主、社員、地域・社会、地球環境に貢献する。」であります。

(2) 中期経営計画について

当社は、平成 28 年 5 月、平成 29 年 3 月期から平成 31 年 3 月期までの 3 ヶ年における中期経営計画を策定いたしました。当該中期経営計画は、Ⅰ. 理念・ビジョン、Ⅱ. 基本方針、Ⅲ. グループ中期経営目標及びⅣ. 経営目標実現のための施策の 4 項目から構成されており、その概要は以下のとおりであります。当社は、中期経営計画に基づき、環境システム事業及び塗装システム事業を中心とした当社事業の持続的な発展を目指すとともに、企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保し、向上させることに努めてまいります。

Ⅰ. 理念・ビジョン

「創業理念(社是)」 顧客第一

「企業理念」
1. 永続的に成長し、社会に貢献する会社づくり
2. 魅力ある会社づくり

「経営ビジョン」 法令とその精神を順守し、公正で自由な競争のもとに適正な取引を行い、透明性と高い倫理観で、顧客・取引先、株主、社員、地域・社会、地球環境に貢献する。

Ⅱ. 基本方針

1. 社会のニーズや市場環境の変化に柔軟・迅速に対応し、安定的かつ持続的な成長を図ります。
2. すべてのステークホルダーから、高い信頼と評価を得ることを目指します。

Ⅲ. グループ中期経営目標 (連結)

平成 29 年 3 月期から平成 31 年 3 月期までの年度別の目標値 (連結) のうち、経常利益予想については、平成 29 年 3 月期 118 億円、平成 30 年 3 月期 123 億円、平成 31 年 3 月期 130 億円を目標値として設定しております。

配当方針については、連結配当性向 35%を目標とし、安定的な配当を実施し

ていくことを基本方針とします。また、自社株取得は、資本効率の向上と機動的な財務政策の実現を目的として、弾力的に実施してまいります。

IV. 経営目標実現のための施策

経営目標達成のために、当社が擁する環境システム事業及び塗装システム事業の各事業について具体的施策を設定するとともに、経営基盤の強化策を設定しております。

なお、当社の中期経営計画の詳細は、当社ホームページ (<http://www.taikisha.co.jp/>) をご参照ください。

(3) コーポレート・ガバナンスへの取組みについて

当社は、企業価値を毀損する最大の経営リスクは法令違反であることを強く認識し、法令順守の実行を通じ、企業価値を高め、広く社会から評価されるべくコーポレート・ガバナンスを一層充実させることを、経営の最重要課題としております。取締役会、監査役会、経営会議、全社コンプライアンス委員会、内部監査室等の活動を通じて、また、内部統制システムの整備を通じて、建設業法や金融商品取引法をはじめとした関連諸法令の順守に努めております。

2. 本プラン継続の目的

当社は、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として本プランを継続するものであります。

当社は、当社株式の売買は市場に委ねられるべきものと考えており、当社株券等の大量買付行為（注1）を行う大量買付者（注2）による当社株券等の買付けの要請に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

しかしながら、大量買付行為を行う大量買付者の中には、その目的等に鑑みて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう恐れがある場合や株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要する場合等、不適切な大量買付行為が実施される場合も存在すると考えております。

このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する不適切な大量買付行為が実施される場合には、株主の皆様が大量買付者による買付け要請に応じるか否かについて判断を行うだけの必要十分な情報及び時間を確保することや当社が大量買付者との交渉の機会を確保することが必要であると考えております。

さらに、継続性を維持した企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的を達成するためには、当社グループ内の各事業会社の位置付けや役割を十分に理解しつつ、より中長期的な観点から将来の展望を見据えて安定的な経営を目指していくことが必要であります。

このように、当社といたしましては、大量買付者による当社株券等の大量買付行為が行われた場合に、株主の皆様が、当社及び当社グループの特性を踏まえた上で、当該大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な情報及び時間を確保すること、また、当社が、大量買付者との交渉の機会を確保することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることにとって不可欠であると考えております。

当社の平成 28 年 3 月 31 日現在の大株主の状況は別紙 1 のとおりであり、当社は、現時点において、当社株券等が大量買付行為の対象とされているとの認識はございません。しかしながら、今後、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損ねる危険性があると思われる大量買付行為が行われた場合に、①大量買付者による大量買付行為の目的が企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を損なう恐れのあるものであるか否か、②大量買付者の大量買付行為が株主の皆様当社株式の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、③大量買付者により株主の皆様に対し必要十分な情報の開示が行われているか否か、④株主の皆様が大量買付行為の是非について検討するために必要十分な時間が確保されているか否か等を、当社取締役会が検討するために必要な情報及び時間を確保することにより、当社の企業価値が不用意に毀損され、株主の皆様にとって予想外の不利益が生じることを未然に防止するために、大量買付ルール（下記 3 において定義します。）及び大量買付行為に対する対抗措置を定めた本プランを継続するものであります。

(注 1) : 大量買付行為

当社株券等（※ 1）の特定株式保有者等（※ 2）の議決権割合（※ 3）を 20%以上とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株式保有者等の議決権割合が 20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても当社取締役会があらかじめ同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付け方法の如何は問わないものとします。）をいうものとします。

(※ 1) : 株券等

金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等又は同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(※ 2) : 特定株式保有者等

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。）

又は、

(ii) 当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われる者を含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(※ 3) : 議決権割合

(i) 特定株式保有者等が、(※2)の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同様とします。)も計算上考慮されるものとします。)

又は、

(ii) 特定株式保有者等が、(※2)の(ii)記載の場合は、当該大量買付者及びその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注2):大量買付者

大量買付行為を行う者をいうものとします。

3. 大量買付ルールの内容

本プランにおいては、当社株券等に対する大量買付行為が行われる場合に、株主の皆様当該大量買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただくための必要十分な情報及び時間を確保するために、当社取締役会が、大量買付者に対して、事前に大量買付情報(下記(1)において定義します。以下同様とします。)の提供を求め、当該大量買付行為についての評価、検討、大量買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提示等を行うとともに、原則として、独立委員会(独立委員会の詳細については下記(3)をご参照ください。)の勧告に従って、大量買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するための手続(以下「大量買付ルール」といいます。)を定めております。大量買付ルールの詳細は以下のとおりです。

(1) 大量買付者に対する情報提供の要請

大量買付者には、当社取締役会があらかじめ同意した場合を除き、大量買付行為の開始に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為を行う際に大量買付ルールを順守する旨の誓約文言等を記載した誓約書及び以下の①乃至⑧に定める情報(以下「大量買付情報」といいます。)を記載した当社所定の書式の書面を提出していただきます。

当社取締役会は、大量買付者から大量買付情報を受領した場合には、直ちに独立委員会に対して、当該大量買付情報を提供するものとします。

当社取締役会又は独立委員会は、大量買付者から提出された大量買付情報が、大量買付者が行おうとする大量買付行為を検討するために不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、大量買付者に対し、追加情報を提出するよう求めることができるものとします。

当社取締役会は、大量買付者から当社取締役会に対して提供していただくべき大量買付情報

が最初に当社取締役会へ交付された日から起算して 60 日間を、当社取締役会が大量買付者に対して追加情報の提出を要請し、大量買付者が回答を行う期間（以下「必要情報提供期間」といいます。）とし、大量買付情報が十分に揃わない場合であっても必要情報提供期間の満了をもって、直ちに下記（2）において定める本検討期間を開始するものとします。ただし、大量買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、当社取締役会は、必要に応じて 30 日間を限度に必要情報提供期間を延長することができるものとします。なお、必要情報提供期間満了前であっても、提出された追加情報が大量買付行為を検討するために十分であると判断した場合には、当社取締役会は、大量買付者に対してその旨を通知した上で本検討期間を開始するものとしたします。

当社取締役会は、必要に応じて、大量買付行為が提案された事実及び大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報について、当社取締役会が適当と認める時期及び方法により、その全部又は一部を開示いたします。

- ① 大量買付者及びそのグループ（特定株式保有者等、利害関係者及び組合・ファンドの場合の各組合員その他の構成員を含みます。以下同様とします。）の概要（具体的な名称、資本構成及び財務内容等を含みます。）
 - ② 大量買付行為の目的、方法及び内容（対価の価格・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実行の実現可能性等を含みます。）
 - ③ 大量買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
 - ④ 買付対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）、及び買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容等を含みます。）
 - ⑤ 大量買付行為後に意図する当社及び当社グループの経営方針、資本政策、配当政策及び財務政策
 - ⑥ 大量買付行為後における当社従業員、取引先、顧客及びその他当社の利害関係者に対する対応方針
 - ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑧ その他当社取締役会又は独立委員会が必要と判断する情報
- (2) 当社取締役会における大量買付行為の内容及び代替措置の検討並びに大量買付者との交渉
- 当社取締役会は、必要情報提供期間満了後又は当社取締役会が提出された追加情報が大量買付情報として十分であると判断した場合、大量買付者から受領した大量買付情報、当社取締役会が独自に入手した情報等に基づいて、大量買付者による大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることに資するものであるか否かという観点から、検討することとします。

検討にあたっては、原則として、下記（3）に従って行われる独立委員会の勧告に従うとともに、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の第三者機関からの助言も受けることができるものとします。また、必要に応じて、大量買付者との交渉、代替措置の提案を行います。

当社取締役会としては、これらの検討期間（以下「本検討期間」といいます。）として、検討を開始した日から起算して、現金のみを対価（円貨）とする公開買付けによる当社株券等の全部買付けの場合は60日間、その他の買付けの場合は90日間を設定し、大量買付者は、本検討期間終了後にのみ、大量買付行為を実施できるものとします。なお、下記4(1)に定める株主意思確認株主総会が開催されることとなった場合には、本検討期間に加えて、当該株主意思確認株主総会において株主の皆様が確認されるまでの間も、大量買付者は、大量買付行為を実施することができないものとし、当該株主意思確認株主総会終了後にのみ、大量買付行為を実施できるものとします。

当社取締役会は、必要情報提供期間が満了し、又は当社取締役会が提出された追加情報が大量買付情報として十分であると判断し、本検討期間を開始する場合には、その旨を大量買付者に通知するとともに、当社取締役会が適当と認める時期及び方法において、本検討期間の開始について開示を行うものとします。

当社取締役会は、本検討期間が満了する時点においても、なお、大量買付行為の内容についての検討、代替措置の提案、大量買付者との交渉等が十分に行われていないと判断した場合には、その決議により、最大30日間の範囲内において本検討期間を延長することができるものとします。なお、当社取締役会は、本検討期間の延長の決議に際して、独立委員会への諮問を行い、独立委員会からの勧告を尊重するものとします。また、本検討期間の延長の決議が行われた場合には、延長の期間及び延長の理由を大量買付者に対して通知するとともに、当社取締役会が適当と認める時期及び方法において、開示するものとします。

(3) 独立委員会における大量買付行為の内容の検討等

本プランにおいては、新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するため、当社との間に特別の利害関係がなく、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとします。

独立委員会の委員は、当社との間に特別の利害関係がなく、当社取締役会からの独立性が高い社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から選任されるものとします。独立委員会の規則の概要は、別紙2を、本プラン継続後の各独立委員候補者の略歴等については、別紙3をご参照ください。

独立委員会は、大量買付者から提供される大量買付情報が十分であるか否か、及び大量買付行為に対する対抗措置発動の是非（大量買付者が大量買付ルールを順守しているか否か、又は大量買付者による大量買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであるか否か等）について、必要情報提供期間及び本検討期間の範囲内で、審議・検討し、かかる審議・検討の結果に基づいて、大量買付者又は当社取締役会に対する追加情報の提出の要求を行うほか、対抗措置発動の是非について、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取

締役会は、原則として、独立委員会の勧告の内容に従って、下記4に記載する手続に則り、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することとします。

具体的には、独立委員会は、審議・検討にあたり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報が不十分であると判断した場合には、必要情報提供期間の範囲内で、大量買付者に対して直接又は取締役会を通じて追加情報の提供を求めることができます。また、独立委員会は、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業価値の評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上で、大量買付者の大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。）、その根拠資料、代替措置（代替措置がある場合のみとします。）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等の提供を求めることができます。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して、勧告を行った後であっても、当該勧告後に大量買付者が、大量買付行為を中止した場合等、当該勧告の前提となる事実に変更があった場合には、勧告内容の変更又は勧告の撤回等を行うことができます。

4. 対抗措置の発動

(1) 大量買付ルールが順守された場合

本プランは、当社の経営に影響力をもちうる規模の当社株券等の大量買付行為について、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという観点から、株主の皆様に、このような大量買付行為を受け入れるか否かの判断のために必要十分な情報、現に経営を担っている当社取締役会の評価、意見等を提供し、さらには、代替措置の提示を受ける機会及びこれらの検討のために必要十分な時間を確保することを目的として一定のルールを定めているものです。

したがって、大量買付者が、大量買付ルールを順守した場合には、原則として、対抗措置の発動は行わないものとします。

ただし、大量買付者が、大量買付ルールを順守している場合であっても、大量買付情報その他大量買付者から受領した情報及び当社取締役会が独自に入手した情報に基づいて、大量買付行為を検討した結果、当該大量買付行為が、以下の①乃至⑤のいずれかの要件の一つ又は複数の要件に該当するような、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められる行為である場合には、当社取締役会は、原則として、上記3（3）に従って行われる独立委員会の勧告に従って、対抗措置の発動を決定し、これを行うものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は別紙4のとおりです。なお、当社は、対抗措置の発動に際して、大量買付者に対しては、新株予約権の取得の対価又は譲受の対価その他名目の如何を問わず、金銭等の交付その他の経済的対価による補償を行わないものとします。

また、当社取締役会は、①独立委員会が、対抗措置の発動につき、あらかじめ株主の皆様の意思を確認することが相当である旨の留保を付した勧告をした場合、又は②当社取締役会が、対抗措置の発動につき、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、取締役の善管注意義務に照らしあらかじめ株主の皆様の意思を確認することが相当であると判断した場合には、株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）において、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。株主意思確認株主総会において、株主の皆様が対抗措置の発動に賛成した場合には、当社取締役会は、対抗措置を発動する旨を決定するものとし、株主の皆様から対抗措置の発動についての賛成が得られない場合には、当社取締役会は、対抗措置を発動しない旨を決定するものとします。

なお、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、前提となる事実に変化が生じた等の理由により、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められなくなった場合には、原則として、独立委員会の勧告に従って、対抗措置の発動に係る決議を撤回することができるものとします。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大量買付者又はそのグループに移譲させる目的で大量買付行為を行っている場合
- ③ 当社の経営を支配した後に当社の資産を大量買付者又はそのグループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行っている場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で大量買付行為を行っている場合
- ⑤ 最初の買付けで全ての当社株券等の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様に事実上売却を強要する結果となっている場合（いわゆる強圧的二段階買収）

(2) 大量買付ルールが順守されない場合

大量買付者が、大量買付ルールを順守しなかった場合、当社取締役会は、原則として、上記3 (3) に従って行われる独立委員会の勧告に従って、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保のために、対抗措置の発動を決定し、これを行うものとします。

具体的な対抗措置としては、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められているものの中から、その時々状況に応じて、適切なものを選択するものとしますが、新株予約権の無償割当てを行う場合の当該新株予約権の概要は別紙

4のとおりです。なお、当社は、対抗措置の発動に際して、大量買付者に対しては、新株予約権の取得の対価又は譲受の対価その他名目の如何を問わず、金銭等の交付その他の経済的対価による補償を行わないものとします。

また、上記(1)と同様に、当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、前提となる事実に変化が生じた等の理由により、当該大量買付行為が、当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかであると認められなくなった場合には、原則として、独立委員会の勧告に従って対抗措置の発動に係る決議を撤回することができるものとします。

5. 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得られた場合には、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

これに対し、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得られなかった場合には、本プランは継続されないこととなり、その時点において、現プランは廃止されるものとします。

もっとも、株主の皆様にご承認いただいた後であっても、有効期間の満了前に、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、現プランの導入及び本プランの継続の趣旨に反しない限り、本プランに関する法令、取引所規則等の新設又は改廃が行われたことにより、本プランを修正することが適切な場合、誤字脱字等の修正・補充等の字句の修正を行うのが適切であり、当社株主の皆様にも不利益を与えない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止、修正又は変更がなされた場合には、当該廃止、修正又は変更等の事実及び内容その他の事項について、速やかに開示を行います。

6. 本プランの合理性を高める仕組みについて

(1) 買収防衛策に関する指針において定める三原則を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日付で公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」において定められた①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則の三原則を完全に充足しております。

(2) 企業価値研究会が公表した買収防衛策の在り方の趣旨を踏まえていること

本プランは、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日付で公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

(3) 株主の皆様の意思の重視と情報開示

当社は、本プランの継続の是非について、本定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくこととしており、本プランの継続についてご承認が得られなかった場合には、現プランの有効期間満了をもって終了するものとし、本プランの存続について株主の皆様の意思が反映されるものとなっております。

また、上記5「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本プランの有効期間満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、この点においても、本プランの継続及び廃止は、株主の皆様の意思を尊重した形になっております。

さらに、上記4（1）のとおり、対抗措置の発動の是非について、株主の皆様のご意思を確認する機会を設けるために、株主意思確認株主総会を開催することができるものとし、対抗措置の発動について、株主の皆様の意思を尊重して行うことを明らかにしております。

そして、株主の皆様に、本プランの廃止等の判断、大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かについての判断等の意思形成を適切に行っていただくために、当社取締役会は、上記3（1）のとおり、大量買付情報その他大量買付者から提供を受けた情報を株主の皆様へ当社取締役会が適当と認める時期及び方法により開示することとしております。

(4) 当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組み

当社は、現プランの導入及び本プランの継続にあたり、取締役会の恣意的判断を排除するために、独立委員会を設置しております。

当社に対して大量買付行為がなされた場合には、上記3（3）の「独立委員会における大量買付行為の内容の検討等」に記載したとおり、独立委員会が、大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非等について審議・検討した上で当社取締役会に対して勧告し、当社取締役会は、原則として、独立委員会の勧告に従って決議を行うこととされており、当社取締役会の恣意的判断に基づく対抗措置の発動を可及的に排除することができる仕組みが確保されております。

さらに、本プランは、上記4（1）及び（2）のとおり、大量買付者が、本プランにおいて定められた形式的な大量買付ルールを順守しない場合又は大量買付者が、当社の企業価値を著しく損なう場合として合理的かつ詳細に定められた客観的要件を充足した場合にのみ発動することとされており、また、一定の場合には、株主意思確認株主総会を開催ことができ、株主の皆様の過半数の賛成を得られた場合にのみ、対抗措置が発動されることとされており、この点においても、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を可及的に排除する仕組みが確保されているものといえます。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記5「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、当社取締役会により廃止することができるものとされていることから、デッドハンド型買収防衛策（取

締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の任期について期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

7. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランの継続が株主及び投資家の皆様に与える影響等

本プランは、継続時点において新株予約権の割当て等を行うものではありませんので、株主の皆様との権利関係に直接の影響はございません。

もともと、本プランは、株主及び投資家の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な情報及び時間の確保や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見等を提供し、さらには、株主及び投資家の皆様が代替措置の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより、株主及び投資家の皆様は、必要十分な情報及び時間に基づいて、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、株主及び投資家の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えております。したがって、本プランの継続は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の共同の利益を確保し、向上させることに資するものであると考えております。

なお、上記4のとおり、大量買付者が大量買付ルールを順守するか否かにより当該大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大量買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響等

大量買付者が大量買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款において当社取締役会の権限として認められている対抗措置を採ることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様(対抗措置発動の対象となった大量買付者を除きます。)が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を採ることを決定した場合には、法令及び取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

また、対抗措置として考えられるもののうち、別紙4の概要に従って新株予約権の無償割当てを行った場合及び当社が新株予約権を取得する場合に、株主の皆様に関連する手続については、以下のとおりです。

① 新株予約権無償割当てを行う場合の手続

新株予約権の無償割当ての対象とされた株主の皆様は、当社取締役会において定めた効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、割当てに伴って特別な手続を行っ

ていただく必要はありません。

ただし、新株予約権の無償割当ては、当社取締役会が定めた一定の基準日時点の株主の皆様に対して行われるため、当該基準日の株主名簿に記録されている必要がありますのでご留意ください。

② 株主の皆様が新株予約権を行使する場合

新株予約権を行使する場合には、当社株式を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令等に基づき別途お知らせいたします。

③ 当社が新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得する場合には、当社が取得に必要な所定の手続を行えば、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当額の払込み等の新株予約権の行使にかかる手続を経ることなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。ただし、当社が新株予約権を取得する際に、大量買付者に該当しないことを証する書面等の提出をお願いする場合がございます。

なお、当社取締役会は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得することがあります。これらの場合においては、当社取締役会は、原則として、独立委員会の勧告に従うものとします。

当社が、新株予約権の無償割当てを中止した場合又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までの間に無償にて当該新株予約権を取得した場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により、相応の損害を被る可能性があります。

以 上

別紙 1

平成28年 3 月 31 日現在の当社大株主の状況

氏名又は名称	持株数（千株）	持株比率（％）
いちごトラスト・パーティーイー・リミテッド	2,818	8.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,669	7.7
株式会社建材社	1,730	5.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,500	4.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,272	3.7
大気社協力会社持株会	1,003	2.9
株式会社第二建材社	1,000	2.9
ビーエヌワイエムエル ノン トリー パーティー アカウント	930	2.7
大気社社員持株会	873	2.5
日本生命保険相互会社	866	2.5

- (注) 1 当社は、自己株式2,219,061株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 なお、自己株式には、E S O P（株式給付型プラン）の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式167,600株を含んでおりません。
- 2 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

以 上

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会設置の目的

独立委員会は、本プランにおける取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するために設置される。

2. 独立委員会の構成

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。）の中から、取締役会決議をもって選任される。

3. 独立委員会の委員の任期

独立委員会の委員の任期は、選任の時から、その後1年以内に終了する事業年度に係る定時株主総会の終了後の最初の取締役会の終了の時までとし、再任を認めるものとする。

4. 独立委員会の招集手続

独立委員会は、当社代表取締役又は独立委員会の各委員が招集する。

5. 独立委員会の決議方法

独立委員会の勧告は、原則として独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

6. 独立委員会の権限

独立委員会は、以下の各号に記載される事項について権限を有する。なお、独立委員会の各委員は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることに反するか否かという観点から、各号の事項に関して審議・検討を行う。

- ① 本プランにおける対抗措置の発動の是非を審議・検討し、取締役会に対して勧告を行うこと
- ② 本プランにおける対抗措置の中止又は撤回の是非を審議・検討し、取締役会に対して勧告を行うこと
- ③ 大量買付者から提出された大量買付情報が必要かつ十分か否かを審議・検討すること
- ④ 大量買付者に対して直接又は取締役会を通じて追加情報の提供を要求すること
- ⑤ 株主に不利益を与えない範囲の本プランの修正又は変更についての承認をすること
- ⑥ その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項に関して審議・検討し、取締役会に対して勧告すること

7. 独立委員会の出席者

独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員等を出席させ、独立委員会が必要な情報の提供を求めることができる。

8. 第三者機関の助言

独立委員会は、審議・検討を行うにあたり、必要に応じて、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士及びコンサルタント等の第三者機関からの助言を受けることができる。

以上

独立委員会委員候補者の紹介

- [氏名] 村上 修一 (むらかみ しゅういち)
(生年月日 昭和25年11月12日)
- [略歴] 平成17年4月 株式会社損害保険ジャパン (現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)
常務執行役員兼四国本部長
平成20年4月 同社企業営業企画部顧問
平成20年6月 同社退職
当社監査役
オリジン電気株式会社常勤監査役 (社外監査役) (平成24年6月退任)
平成24年6月 当社取締役 (現在)

※ 村上修一氏は、会社法第2条第15号に定める当社の社外取締役であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- [氏名] 末澤 和政 (すえざわ かずまさ)
(生年月日 昭和23年9月3日)
- [略歴] 昭和47年4月 株式会社日本興業銀行 (現 株式会社みずほ銀行) 入行 (平成13年3月退職)
平成13年6月 同和鉱業株式会社 (現 DOWAホールディングス株式会社) 執行役員
平成14年3月 藤田観光株式会社監査役 (社外監査役) (平成15年3月退任)
平成14年6月 同和鉱業株式会社取締役コーポレートスタッフ管掌
平成15年4月 同社取締役・CFO (最高財務責任者) コーポレートスタッフ管掌
平成18年6月 同社取締役副社長 (平成20年3月退任)
平成19年10月 藤田観光株式会社顧問
平成20年3月 同社代表取締役社長兼執行役員社長
平成21年8月 同社代表取締役社長兼執行役員社長事業本部長兼事業本部目白エリア担当
平成22年2月 同社代表取締役社長兼執行役員社長
平成25年3月 同社会長
平成26年4月 同社相談役 (平成27年3月退任)
平成28年2月 東部商事株式会社監査役 (社外監査役) (現在)
平成28年4月 株式会社鎌倉新書取締役 (社外取締役) (現在)

※ 末澤和政氏は、本定時株主総会において選任予定の社外取締役候補者であり、同氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員となる予定であります。
同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

[氏名] 彦坂 浩一（ひこさか ひろかず）
（生年月日 昭和35年12月2日）

[略歴] 昭和58年4月 朝日信用金庫入庫（昭和60年3月退職）
平成4年4月 弁護士登録 中島法律事務所（現 中島・彦坂・久保内法律事務所）入
所（現在）
平成11年4月 関東弁護士連合会理事
平成17年4月 日本弁護士連合会常務理事
平成18年6月 株式会社アドウェイズ取締役（社外取締役）
平成22年6月 同社監査役（現在）
平成26年4月 東京弁護士会副会長
平成27年6月 当社監査役（現在）

※ 彦坂浩一氏は、会社法第2条第16号に定める当社の社外監査役であり、株式会社東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権の概要

1. 割当の対象となる株主及び株主に割り当てる新株予約権の数
当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個の行使により交付される当社普通株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割もしくは株式併合を行う場合又はその他の場合においては、所要の調整を行うものとする。
3. 新株予約権無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式1株当たり金1円以上として当社取締役会において定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 当社による新株予約権の取得
当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、以下7の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）のすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、当社普通株式1株を交付することができる。なお、以下7の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権のすべて又は一部を取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき、金銭等の交付その他の経済的対価を交付することができる旨の取得条項を付すことはできないものとする。
7. 新株予約権の行使条件
大量買付者及びその特定株式保有者等並びに大量買付者及びその特定株式保有者等から当社取締役会の承認を得ずに新株予約権を取得又は承継した者は、新株予約権を行使できないものとする。その他の行使条件については、当社取締役会において定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定める。

以 上